改元に便乗したトラブルに注意！

事例１

銀行員を名乗る電話があった。「元号が変わるので通帳を新しくしなければならない」と言われた。口座番号と氏名、生年月日を聞かれた。

銀行員が家に来た。社員証をみせてくれたので安心し、通帳とキャッシュカードを渡してしまった。

事例２

「天皇の退位記念の写真集を買ってほしい」と電話があった。断ったつもりだったが、商品が届き家族が受け取ってしまった。

開封していないが、電話では４万円と言っていたと思う。返送したい。どうしたらよいか。

アドバイス

●「改元で法律が変わる」「改元により通帳やキャッシュカードの変更が必要」などというウソの電話がかけられています。
公的機関や銀行などが、通帳やキャッシュカードを送るようにと指示することはありません！

●写真やアルバムなどを「記念になる」「今買わないのはおかしい」などと執拗に勧誘されるケースがあります。
断る場合は、「購入しません」とはっきり伝えましょう。

●電話勧誘や訪問販売で購入してしまった場合は、クーリング・オフができます。早急にご相談ください。

●注文していない商品が送り付けられた場合は、代金を支払わずに受け取りを拒否しましょう。受け取ってしまった場合でも、一定期間は商品を保管する必要がありますが、代金を支払う必要はありません。